

霞ヶ浦水質浄化に関する具体的提案事項

一、霞ヶ浦総合開発計画の抜本的再検討

水質保全、自然環境の保護のために必要かつ十分な施策がなされないまま、各種産業振興のための治水及び利水計画、いわゆる「水ガメ化」を推進することは、霞ヶ浦を死に追いやるにも等しく、ひいては周辺住民の生活を根底からくつがえすことになるのは必定です。従つて霞ヶ浦の水ガメ化は、湖の水質が環境庁の指定したA類型（参三）にもどるまで一時中止すべきであります。

また、常陸川逆水門の閉鎖については、農業用水や水道水の水質保全などが理由にあげられておりますが、実は工業用水の確保がその主なる狙いであることは衆目の認めるところです。逆水門の完全閉鎖によつて海水の逆流は遮断され、湖の自浄作用（自然浄化能力）はいちじるしく低下し、湖底にはヘドロが急速に堆積しつつあります。また渴水期の逆水門の閉鎖と併行して、鹿島工業地帯への大量導水を行うことは、湖の水位を一層低下させ、水質汚染に拍車をかけることは明白です。従つて、鹿島工業地帯への水資源確保は、運営される不本意の閉鎖が弊害を及ぼすものと想われます。

(イ) 海水の淡水化

(ロ) 排水の循環利用

(ハ) その他の節水技術の開発

などによつて解決を図るべきであり、霞ヶ浦、北浦からの導水は中止すべきです。そうすることによつて常陸川逆水門は夏季及び冬季の極端な渴水期を除き、ほとんど開放しておくことが可能になります。

二、工場排水規制の強化

茨城県は去年、公害防止条例の一部改正をし、工場排水規制の強化をはかりましたが、しかしこの程度の規制強化ではほとんど意味をなさず、特に食品加工業などの暫定業種に対してもBOD一一〇PPM／日平均と極めて高い有機物の排出濃度を認めていることは、全く理解に苦しむところであります。

湖をA類型にまで浄化するためには、工場の排水基準を最大限、BOD単位で一律五PPM／常時以下にするよう